

指導行政のポイント

“学習評価”の簡素化

菱村 幸彦

さる5月11日、文部科学省は、新学習指導要領に対応した学習評価および指導要録の改善を求める通知を出した(注)。この通知は、中教審がまとめた報告「児童生徒の学習評価の在り方について」(平成22年3月24日)の提言を受けたものである。

学習評価の枠組みは変わらない

文科省通知は、学習評価の改善の基本的な考え方として、次の3点を示している。

- (1) 学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を評価する「目標に準拠した評価」を引き続き着実に実施すること。
- (2) 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を、学習評価において適切に反映すること。
- (3) 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

要するに、文科省通知は、現行の学習評価の基本的枠組みを変えないと言っているわけだが、これには期待外れの思いを持つ人は少なくないのではない。というのは、今回の学習評価の改善のきっかけとなった平成20年の中教審答申では、「より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるような枠組みについて、更に専門的な観点から検討を行う」と提言していたからである。

もちろん、絶対評価の客観性や信頼性を高めるために、評価規準を明確にし、学習評価をきめ細かく行うことは大切である。しかし、現行の学習評価については、評価規準が緻密に過ぎて、教師は評価のために時間とエネルギーを費やし、肝心の子どもと向き合う時間が十分とれないという批判がある。

平成21年度の調査によれば、「学習状況の評価の資料の収集・分析に負担を感じる」と考えている小・中学校の教師は、約6割を超えているし、「学習評価を授業改善や個に応じた指導の充実につなげられている」と感じていない教師が約3割いる。このことは、現在の学習評価について、負担感や授業改善

に関して課題があることを示している。

負担軽減は教委と学校の工夫で

では、学習評価の枠組みは変えないとしても、教師の負担を軽減するため、学習評価の運用を簡素化することはできないのか。

この点に関連して、文科省通知で「学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと」と「学校の設置者においては、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため……組織的に学習評価に取り組むことが重要である」と示していることに注目したい。

周知のように、学習評価については、学習指導要領と異なり、法令上の規制はない。文科省通知は、指導要録の様式と記入要領を定め、学習評価を目標に準拠した評価(絶対評価)で行うことを求めているが、これはあくまでも教育委員会に対する指導助言であって法的拘束力はない。

全国の学校において観点別学習状況の評価や各教科等の評定を絶対評価で行っているのは、各教育委員会が、指導要録の様式や記入要領を定めるにあたって、文科省の指導助言を了として、これを受け入れているからにほかならない。

法的観点からいえば、学習評価をどのように行うかは、教育委員会や学校の裁量に委ねられているから、教育委員会や学校の創意工夫によって多様な評価の仕方が可能なのである。教育委員会や学校は、地域や学校の実態に応じて、評価規準、評価方法、評価時期等について創意工夫を生かした改善を行うことが求められているわけである。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

(注)正式には「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」(平成22年5月11日付け初等中等教育局長通知)。

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●5月27日発売! 管理職選考の合格に必要な知識・法令を1冊に集約! A5判/416頁/定価2,940円

『2011・全国学校管理職選考 直前要点整理』 学校管理職研究会【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)